

農業委員会だより

■問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎(32)8915

農地パトロールを行います！

農業委員会では毎年、市内全域の農地を対象に、農業委員と農地利用最適化推進委員による農地パトロール（農地利用状況調査）を行っています。

このパトロールは、遊休農地の把握と発生防止、農地の違反転用防止を図り、農地の確保と有効利用を目的として実施します。調査についてご理解とご協力をお願いします。



遊休農地解消への取り組み

農業委員会では、遊休農地の解消・発生防止のため、農業委員や農地利用最適化推進委員が、日頃から市内の農地を巡回しています。また、農業者の高齢化、耕作者が見つからないなどの理由で管理ができなくなった遊休農地の利用方法を、地域の方々や所有者と考えています。

もし、お近くに遊休農地がありましたら、農業委員会事務局、農業委員、農地利用最適化推進委員までご相談ください。

遊休農地とは

- ・過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ今後も農地所有者などによる農地の維持管理（草刈り、耕起等）や農作物の栽培が行われる見込みがない農地
- ・農作物の栽培が行われているが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の様態と比較して、その程度が著しく劣っている農地など

許可申請等の提出はお早めに

農地の権利移動や市街化調整区域の農地転用には許可が必要です。

農業委員会総会の承認を得ないと交付できない種類の証明などもありますので、ご注意ください。

■日程

申請期限	定例総会
9月10日(火)	9月25日(水)
10月10日(木)	10月25日(金)
11月8日(金)	11月26日(火)
12月10日(火)	12月25日(水)
令和7年1月10日(金)	令和7年1月27日(月)
令和7年2月10日(月)	令和7年2月26日(水)
令和7年3月10日(月)	令和7年3月25日(火)

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は国民年金に上乗せできる加入者自身の積立方式の公的年金です。

保険料は農業経営の状況に応じて、月額2万円から6万7千円まで（千円単位）で自由に選択することができます。35歳未満の農業者は月額1万円より保険料選択が可能です。

支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となり節税効果があります。将来の受給時には積み立てた保険料の運用収益は、非課税扱いとなって年金額の一部として受給することができます。

詳しくは農業委員会、またはお近くのJA窓口までご相談ください。

盛土規制法に基づく規制区域(案)に対するパブリックコメント(県民意見の募集)の実施

県では、令和7年4月から盛土規制法の運用開始を予定しています。盛土規制法に基づく規制区域(案)を公表していますので、県民の皆さまのご意見をお寄せください。

■募集期限 8月29日(木)

■問い合わせ先

県土整備部都市政策課

☎028(623)2801



県ホームページ